

一般社団法人

能登川地区まちづくり協議会

令和5年度定時総会 議案書

日 時：令和5年5月27日(土)

午後1時30分～3時30分

会 場：能登川コミュニティセンターホール

**ホップ♪ステップ♪のとがわ**

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

# 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

## 令和5年度定時総会 次第

1 開 会

2 開会挨拶

3 来賓挨拶

4 来賓紹介

5 議 案

第1号議案 令和4年度 事業報告

第2号議案 令和4年度 決算報告、監査報告

第3号議案 令和5年度 事業計画（案）

第4号議案 令和5年度 予算（案）

第5号議案 役員の改選（案）

- 理事の改選
- 監事の改選

6 閉会挨拶

参考1：一般社団法人能登川地区まちづくり協議会定款

参考2：組織図

参考3：会員名簿

別 紙：まちづくり計画書に掲げた事業の進捗状況

## 第1号議案 令和4年度事業報告

### 【事業概要】

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会は、平成19年3月の設立以来、地域に根差したまちづくり、地域の皆さんが安全で安心な暮らしができることに視点を置きながら活動を進めてきました。

また、令和4年度は、平成29年度に策定した「住みよい 住みたい 住み続けたい 水車のまち 能登川」をスローガンとする新しいまちづくり計画に沿った事業や新規事業に取り組みました。

令和4年度事業活動の特記的事項は次のとおりです。

- ・ まちづくり部門やコミセン主催の行事、あるいはまち協の支援する行事について、3年度は新型コロナの影響で中止あるいは縮小となった活動が、4年度は復活しました。
  - ・ 文化公演会（7月）
  - ・ 第1回能登川ふれあいスポーツフェスタ（9月）
  - ・ 能登川ふれあいフェア（10月）
  - ・ 能登川地区文化祭（11月）
  - ・ ライティングベル（12月）
  - ・ 新春のつどい（1月）
  - ・ コミセン講座（通年）
- ・ 令和3年度に実施した「能登川地区まちづくり計画」の見直しの参考とするための能登川地区中学生以上の全住民を対象としたアンケート調査の結果を、住民の皆さんへ周知しました。
- ・ びわ湖ホール声楽アンサンブル演奏会の開催  
子ども達に本物の音楽、プロの生の音に触れる機会を提供し、体感してもらうことを目的に、能登川地区内4小学校の6年生 205名を招待し、11/15(火) コミセンホールで開催しました。今年で5回目です。

## I まちづくり部門

(※事業名の後の「<新>」は、令和4年度から新たに取り組んだ事業を示している。)

まちづくり計画書(改定版)に記載された事業に対する取り組み状況と自己評価は、別紙のとおりである。

### 1. まちづくり事業部

#### (1) 能登川地区全住民アンケートの結果の公表

- ・ 令和3年度に実施した能登川地区の中学生以上の全住民を対象としたアンケートの結果を、広報紙に掲載するとともに、報告会を6/24(金)にコミセンで開催した。

#### (2) 「まちづくりカフェ」の開催

- ・ 12/3(土)、北須田自治会との意見交換会「まちづくりカフェ」を開催した。

#### (3) びわ湖ホール声楽アンサンブル演奏会に小学生を招待

- ・ 11/15(火)にコミュニティセンターホールで「泣いた赤おに」公演会を開催、能登川地区の4つの小学校の6年生(205人)を招待した。
- ・ 令和5年度は、11/14(火)にびわ湖ホール声楽アンサンブル公演を継続開催することを内定した。

#### (4) 「田井中福司スペシャルライブ in 能登川」の開催

- ・ 2/12(日)、歴史・文化事業部、施設運営事業部と連携し、コミセンホールで開催した。

#### (5) 「第19回 2022 Lighting Bell in NOTOGAWA」の共催

- ・ 12/17(土)~12/25(日)に林中央公園で3年ぶりで開催した。  
テーマ:「小さな光がつなぐ大きな絆」、主催:ライティングベル実行委員会、共催:当協議会。

#### (6) 「能登川大好き人間大集合!」イベントの仕掛けづくり

- ① 「第19回 2022 Lighting Bell in NOTOGAWA」に相乗りする形で次の活動をした。

- ・ デジタルフォトプロジェクト

会場で点灯された様子を撮影したデジタル写真を募集した。  
(12/17~12/31)。

125点(21名)の写真投稿あり、抽選で食事券をプレゼントすると共に、  
2/1(水)~2/28(火)までの期間、コミセンで展示した。

- ② 1/14(土)に、会員相互の親睦と交流を深めることを目的に「新春のつどい」を開催した。

- ③ 地域の魅力を掘り下げるNHK番組「ブラタモリ」の誘致を目的とする「ブラタモリ研究会」を定期的に開催した。(4回)

#### (7) 食のイベントの開催

- ・ 「元気のつどい(3/4(土))」の中で、参加者に健康増進支援ツール「ベジチェック(野菜摂取の充実度を測定)」を体験していただいた。

#### (8) 空き家問題勉強会の開催

- ・ 空き家の現状把握と情報収集を行うための「空き家問題勉強会」は中断。

- ・ 東近江市空家等対策推進協議会に藤居会長が出席した。(5/24(火)、9/13(月)、3/28(火))
- (9) 子ども食堂への支援
  - ・ 「おかげ SUN のとが和」と協働・連携して能登川コミュニティセンターで実施した。(4月から3月までの間、毎月1回。計12回)
  - ・ 「おかげ SUN のとが和」主催の「津守慎二氏講演会」(10/9(日))の協賛をした。
- (10) 「よびす講のとFes」への支援<新>
  - ・ 12/2(金)の「よびす講のとFes」を後援した。

## 2. ふるさと散歩道事業部

- (1) 下記パンフレット・リーフレットの増刷およびJR能登川駅での補充設置
  - ・ 「ふるさと散歩道」
  - ・ 「伊庭内湖の野鳥」
  - ・ 「猪子山 巨石の神々」
  - ・ 「聖徳太子と猪子山三観音」
    - \* 「聖徳太子と猪子山三観音」リーフレットの紹介がスマイルネットで放映された。(4/25(水))
- (2) 岩神遺跡参道の整備作業<新>
  - ・ 4, 5, 11月に実施した。
- (3) 授業・ガイド要請対応等
  - ① 能登川南小学校6年生対象に猪子山ガイドの実施(6/3(金))
  - ② 能登川東小学校4年生総合学習講義(11/9(水))
  - ③ 能登川高校1年生に「能登川の良さ」を講演(3/14(火))
  - ④ 「聖徳太子と猪子山三観音」リーフレットの紹介がスマイルネットで放映され、リーフレットの内容を説明した。(4/20(水))

## 3. 広報事業部

- (1) まちの情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」の発行
  - ・ 年間6回(偶数月)発行し、能登川地区の全戸に配布した。(毎回約8,700部)
- (2) 当協議会のホームページ、Facebookの運営
  - ・ 随時に更新した。
- (3) 会員情報紙「のとまち協NEWS」の発行
  - ・ 毎月、当協議会の活動状況を周知した。(毎回約280部)
  - 配布先: 当協議会会員(個人、自治会、団体)、能登川地区内の市民活動団体、公共機関等
- (4) 当協議会活動紹介のパネル展示
  - ・ 次のイベントで当協議会の活動を紹介するパネルを展示した。
    - ・ コミセンギャラリー (4/1-4/30)
    - ・ 能登川ふれあいフェア 2022(10/16(日))
    - ・ 第64回能登川地区文化祭(11/5(土)~11/6(日))

- ・ 東近江市市民活動推進交流会「わくわくこらぼ村」  
(3/4(土)、会場：アピアホール)

(5) 環境こだわり農業の推進支援

- ・ Facebook を通じて、「魚のゆりかご水田協議会」活動(栗見出在家町)の広報に協力した。(鮎寿司の漬け込み実地研修(7/17(土)))

(6) SNSを活用した観光口コミ情報の収集と発信

- ・ 協議会独自の観光情報については、Facebook を通じて発信した。
- ・ 玄関前にポスターを随時掲示して、観光情報(観光ボランティアガイドの活動を含む)を発信した。

#### 4. 健康福祉事業部

(1) 「元気のつどい」の開催

- ・ 「野菜をおいしく減塩で…」をテーマに、3/4(土)にコミセンホールで開催した。約130名が参加。

(2) 「婚活」事業

- ・ 市内協議会合同事業「東近江市結婚サポート連絡会」に参加し、登録受付、出会いの場の立ち合いをした。(年間21回)

(3) まち協おしゃべりカフェ「すまいる」の開催

- ・ 年間で計12回開催した。
- ・ 3/4(土)に開催されたわくわくこらぼ村において、当活動が「わがまち協働大賞」に入賞し、当活動を推進してきた松田順子が「コーディネーター賞」を受賞した。

(4) 生活支援サービスの連携体制への参画

- ・ 東近江市社会福祉協議会が主導する「能登川地区住民福祉活動計画推進会議」に前年度に継続して参加した。(年間10回)
- ・ その取組の一環として、「レコードカフェ～楽しもう・つながろう～」を4回開催した。(7/7(木)49人、10/18(火)38人、12/7(水)35人、3/8(水)62人)  
また、出張レコードカフェを、佐生自治会館で12/21(水)、つくし児童館で3/7(火)に開催した。<新>

(5) のとがわ福祉の会との協働

- ・ のとがわ福祉の会の理事として、会議、三者懇談会、研修等の活動に参加した。(年間12回)

(6) 子育て支援や食育活動をテーマに活動している関係機関等との協働

- ・ 学童保育所、健康推進員と協働・連携し、学童保育所での「おやつ作り」等の事業を予定したが、コロナ禍のため中止した。

(7) 「能登川病院をよくする会」活動の実施

- ・ 会話チーム(入院患者さんの話し相手をする活動)
  - \* 新型コロナ拡大防止のため、令和2年3月より活動休止
- ・ 美化・植栽チーム(病院外周の美化活動)：年間48回
- ・ 病院と「能登川病院をよくする会」事務局との意見交換会：年間5回

## 5. 環境事業部

### (1) 「フラ輪—プロジェクト」の支援

- ・ 能登川中学校生徒会活動である「フラ輪—プロジェクト」(学校周辺を花で飾る活動)に協力し、能登川駅西口、東口にフラワーポットを設置し、能登川中学校生に加え能登川南小学校の生徒と共に、花の植え替え、継続的な水遣りを行った。(5/16(月)・6/15(水)・11/11(金)・11/21(月))。

### (2) 廃食油の回収

- ・ 23自治会及びコミセン(3月末現在)において、月1回(第3木曜日)に廃食油を回収した。(奇数月は当協議会が、偶数月は業者が回収)

＊年間回収量はペットボトルで1,639本。(まち協担当月回収分)

### (3) 段ボールコンポスト利用促進とゴミの減量化

- ・ 段ボールコンポストを販売した。(実績：159個)
- ・ 7/2(土)、11/12(土)、3/11(土)の3回、講習会を開催した。

### (4) 東近江市琵琶湖岸、愛知川の清掃、環境整備

- ・ 「栗見プロジェクト」に取り組んだ。

本プロジェクトは、能登川の琵琶湖岸の美観を損なう流木やごみ、草木を除去し美しい湖岸に復活させることを目的に、平成30年度から活動している。

令和4年度は、栗見新田町地先および栗見出在家町地先の清掃を、6/28(火)、10/29(土)に各地元自治会と連携して行った。

- ・ 7/1(金)「びわ湖の日」一斉清掃で、栗見出在家町地先の清掃活動に参加した。
- ・ 11/27(日)の「環境美化の日」一斉清掃で、阿弥陀堂町地先 愛知川左岸の清掃活動に参加した。

### (5) やすらぎの花公園の整備、JR能登川駅花壇の水やり等

- ・ 年間を通し、随時実施した。

### (6) 「伊庭の水辺景観」等の保全・活用に対する支援

- ・ まちづくり懇談会(11/15(火))の中で、伊庭地区の景観活動を発表した。

### (7) 水文化の普及啓発

- ・ 「水文化」の事例をFacebookを通じて掘り下げて紹介した。
- ・ 「東近江まちあるき」のコースとして「能登川の湧水にせまる！」をガイドした。(11/5(土))

## 6. 安全・安心事業部

### (1) 「地区防災計画策定推進モデル事業」(滋賀県事業)の推進

#### ① 第1回 自治会長・防災担当者会議の開催(5/13(金))

能登川地区全戸を対象とした「水害時世帯別避難方法調査」の実施を、まちづくり協議会から提案した。協議の結果、各自治会で任意に実施することとなった。

#### ② 「能登川東小学校区地区防災計画(水害編)」の作成

- ・ 「地区防災計画研修会」の開催 (第1回 10/14(金)、第2回 11/18(金))

- 対象：能登川東小学校区自治会長、防災担当者  
 講師：滋賀県地域防災アドバイザー 防災士 久保敏彦氏
- ・ 「能登川地区防災研修会」の開催(12/16(金))  
 能登川地区自治会連合会、能登川地区まちづくり協議会 共催
    - ・ 「地区防災計画」の必要性和効用  
 講師：兵庫県立大学減災復興政策研究所 教授 阪本真由美氏
    - ・ 「能登川東小学校区地区防災計画(水害編)素案」  
 説明：まちづくり協議会 安全・安心事業部
  - ・ 「能登川東小学校区地区防災計画(水害編)」の提出
    - ・ R5. 1. 28(土)、第2回自治会長会にて了承
    - ・ R5. 2. 16(木)、東近江市防災危機管理課へ提出
- (2) 「自治会別防災ヒアリング」の実施(5月～7月、39自治会)
- (3) 「防災出前講座」の実施
- ・ 東小学校：「ボランティアのお話」(5/11(水))
  - ・ 東小学校：「段ボール間仕切り避難所づくり」(5/24(水))
  - ・ 北小学校：「避難訓練」(8/31(水))
  - ・ 佐野健寿会(佐野老人クラブ)：「地域の災害リスク」(8/3(水))
  - ・ 林町自治会：「自治会防災」(9/10(土))
  - ・ 新宮東自治会：「地域の水害想定と避難方法」(10/2(日))
- (4) 「安全・安心事業部会」の開催
- ・ 毎月第2火曜日は集合形式、他の火曜日はWeb会議で開催
- (5) 「能登川地区防災減災連絡会」への参加
- ・ 当連絡会は、自治連、社協、福祉の会、民児協、日赤、老ク連等、能登川地区の活動団体による防災情報交換会議(隔月に開催。会長は原則として当該年度の自治連会長が就任。)である。この連絡会に参加した。

## 7. 歴史・文化事業部

- (1) 猪子山古墳群の整備、里山(森林)整備(平成19年から継続実施中)
- ・ 「猪子山森林再生プロジェクト」事業(能登川南小学校、県立八日市南高校、猪子山自治会等が参加)として、毎年6・8・11月に南小学校4・5年生が実施する活動(竹の伐採、植樹、下草刈り等・4年度は新型コロナの影響で中止)の事前準備作業協力と実施場所の整備作業(年間13回)を実施した。
- (2) 東近江市観光ボランティアガイド協会能登川支部の活動協力
- ・ 能登川支部会議のメンバーとして会議に参加した。(年間11回)
  - ・ 平和堂ウォーキング「じもとっぴ」のガイドを実施した。(5/26(木))
  - ・ 東近江市観光協会 まちあるき事前打合せ(12/23(金))
- (3) 澤田康彦 新刊エッセー刊行記念トークイベント「のとがわの空の下で 小池アミゴさんを迎えて」の開催
- ・ 6/19(日)、能登川図書館の協力を得てコミセンホールで開催した。
- (4) 「田井中福司スペシャルライブ in 能登川」の開催



- ・ 2/12(日)、まちづくり事業部、施設運営事業部と連携し、コミセンホールで開催した。
- (5) 聖徳太子薨去 1400 年記念イベント「近江上宮会の歩み」展の協力<新>
  - ・ 9/9(金)～11(日)、近江上宮会館で開催された展示会の展示協力をした。

## 8. 施設運営事業部

- (1) 指定管理施設を利用した自主イベントの開催計画策定と実行
  - ① コミセンホールで開催された次のイベントの開催を支援した。
    - ・ 社会人落語日本一優勝者競演会 (9/25(日))
    - ・ 第 1 回水車寄席(10/16(日)) <新>
    - ・ びわ湖ホール声楽アンサンブル 子ども向けオペラ  
「泣いた赤おに」公演 (能登川地区の 4 小学校 6 年生招待) (11/15(火))
    - ・ 第 6 回能登川寄席 (11/20(日))
    - ・ 第 1 回水車寄席(2/26(日)) <新>
  - ② やわらぎの郷公園で次のイベントを開催した。
    - ・ 4/ 2(土)～3(日)：さくらを観る日
    - ・ 4/ 8(金)：まち協会長杯グラウンドゴルフ大会
    - ・ 4/26(火)：まち協会長杯ゲートボール大会
    - ・ 7/21(金)：まち協杯親善ゲートボール大会
    - ・ ~~3/25(土)：まち協杯グラウンドゴルフ大会(雨天中止)~~
    - ・ 毎月第 3 日曜日：やわらぎの郷公園芝生広場開放「ようこそ日曜広場」
- (3) 能登川東小学校 6 年生「能」体験学習 (12/13(火))
- (4) 「田井中福司スペシャルライブ in 能登川」の開催
  - ・ 2/12(日)、まちづくり事業部、歴史・文化事業部と連携し、コミセンホールで開催した。
- (5) 指定管理施設を活用した新しいコミュニティの形成と居場所づくり
  - ・ 市民活動団体がコミュニティセンターを拠点に同センターの活動と相乗的に連携しながら活動できる機会の創出に努めた。
  - ・ 東近江市能登川地区老人クラブ連合会様・能登川赤十字奉仕団様からやわらぎの郷公園の清掃奉仕活動をしていただいた。
  - ・ 市民活動団体がやわらぎの郷公園で行う屋外研修、バザー開催等の機会創出に協力した。

## 9. 事務局

- (1) 当協議会の総務業務
  - ・ 会議の開催
    - ・ 総 会：1 回(5/28(土))
    - ・ 理事会：5 回(内、令和 4 年度理事による理事会は 4 回)
    - ・ 運営委員会：12 回
    - ・ 正副会長会：4 回
    - ・ 事業部長会議：2 回

- (2) 用具の貸し出し、印刷、証明写真撮影等のサービスの提供
  - ・ 簡単テント、プロジェクター等の貸し出し、長尺印刷等のサービス等を提供した。
  - ・ 「障がい者手帳に類する証明写真」撮影
- (3) 当協議会への視察来訪対応
  - ・ 草津 玉川まちづくり推進会議 (9/15(木))
  - ・ 伊賀市阿波地区住民自治会協議会 (10/7(金))
  - ・ 福岡県飯塚市まちづくり推進課 (3/1(水))
- (4) 会議への出席
  - ・ 行政等主管の次の会議に出席した。
  - ・ 能登川地区自治会連合会関係会議(総会、役員会) (4回)
  - ・ 東近江市空家等対策推進協議会(3回)
  - ・ 東近江市社会福祉大会 (1回)
  - ・ まちづくり懇談会(1回)
  - ・ 東近江市 SEA TO SUMMIT 実行委員会(9回)
  - ・ 青少年育成団体連絡会(2回)
- (5) 設備の充実<新>
  - ・ 東近江市コミュニティ助成事業補助金を得て、Web会議システム、オンライン配信設備を備えた。(3月)
- (6) その他
  - ・ 7/24(日)、やわらぎの郷公園で開催された能登川赤十字奉仕団結成 70 周年記念福祉バサーに模擬店を出店した。

## II 指定管理部門

- (1) 能登川コミュニティセンターの施設管理運営と生涯学習事業等の実施  
次頁の表参照
- (2) やわらぎホールの施設管理運営
- (3) やわらぎの郷公園の施設管理運営
- (4) 各施設の利用者数

施設	令和4年度 利用者数	(参考) 令和3年度 利用者数
能登川コミュニティセンター	81,919	64,062
やわらぎホール	6,312	2,753
やわらぎの郷公園	18,543	15,418

## III 活動団体連絡会

- (1) 新春のつどいの開催
  - ・ 1/14(土)にやわらぎホールで開催。個人会員、団体会員、来賓の102人が参加。

令和4年度能登川コミュニティセンター事業報告

1 生涯学習(文化)事業

事業名	内容等	参加者等
コミュニティセンター 講座(子ども対象)	夏休み！お出かけ学習会 NHK 大津放送局・大津市科学館 モノづくり講座 ガラスで作る手作りコースター 夏休み！子ども料理教室 地域の食材を使った料理教室	7月28日 16名 29日 16名 8月4日 2回 69名 8月19日 20名
コミュニティセンター 講座(大人対象)	写経教室 健康づくり教室 ～スクエアステップ教室～ 手づくり教室 マクrame編みでプラントハンガーを作ろう	9月1、8日 15名 2月3、10、17、24日 16名 2月8、15日 11名
能登川水車塾 (高齢者対象)	春の部 ①大学連携講座「健康寿命を延ばそう！」 ②サンドブラストを体験しよう！ ③マネー講座 ④太極拳体験と演武鑑賞  秋の部 ①食の話と体操 ②お正月飾りを作ろう ③映画鑑賞 ④音楽脳トレ	6月23日 7月21日 8月18日 9月15日 35名  11月17日 12月22日 1月19日 2月16日 48名
小学生かるた大会 (学区地域教育協議会)	低学年・高学年の部に分かれて 2人1組で競う	1月21日 8組16名
文化公演会 (能登川地区文化協会)	落語&講演会 露の団姫氏 一隅を照らす ～自分の持ち場で一生懸命～	7月9日 250名
第64回 能登川地区文化祭 (菊花展 11/1～11/7)	ダンスパーティー(10/30) 菊花展(10/31～11/6) 歴史講話、囲碁・将棋大会(11/5) 作品展示、模擬店(11/5、6) 芸能発表会(11/6)	展示 11団体と一般参加 催し 8団体 発表 20団体 約3,000名
能登川地区子ども芸術展	地区内幼稚園、こども園、小中学校 の子ども作品(絵画・書・立体)展示 (総数 1,876点)	12月2、3、4日 約3,700名

## 2 生涯スポーツ事業

事業名	内容等	参加者等
能登川ふれあい スポーツフェスタ2022	スポーツ大会、スポーツ体験 模擬店、フリーマーケット	9月25日 約1,800名
トップアスリートに学ぶ 「子どもスポーツ教室」	講師 (公財)滋賀レイクスターズ しがスポーツ大使 我孫子 智美氏	6月18日 20名

\* 東近江市ドラゴンカー大会・学区体育振興会事業支援

## 3 人権・青少年事業

事業名	内容等	参加者等
人権のまちづくり協議会 研修会	人権学習に向けて 講師 奥井 和義氏	4月21日 人権のまちづくり推進員等 102名
三者懇談会 ※二者懇談会として実施	人権のまちづくり推進員、行政推進 員による町別懇談会の開催日時、内 容等の協議	6月16日 推進員 147名
人権のまちづくり 町別懇談会	地域が抱える課題、現状を人権尊重 の立場から話し合いの場等を設け、各 自治会単位で開催	7月～12月 42自治会
人権のまちづくり 現地研修会	中江藤樹記念館・史跡藤樹書院	7月6日 人権のまちづくり推進員等 16名
青少年育成市民会議能 登川支部・能登川地区人 権のまちづくり協議会 合同研修会	講演会 つながりを求める子どもたち ～インターネットと子どもの人権～ 講師 能登川東小学校 校長 北崎 裕章氏	6月5日 230名
能登川地区 青少年育成大会	○表彰式 善行青少年、あいさつ運動啓発ポスター ○青少年の主張 ○展示 一言メッセージ、あいさつ運動啓発ポスター 青少年の主張作文、善行青少年	11月5日 約300名
あいさつ運動	入園(学)式、運動会、始業式、卒園 (業)式の登園(校)時間に合わせて あいさつ運動を実施	約120名
愛のパトロール	能登川駅周辺、公園や量販店等を パトロール	103名

\* 少年補導員会事業支援

\* 子ども会指導者連絡協議会事業支援

\* 学区地域教育協議会事業支援

\* 二十歳のつどい1月8日(日) 実行委員会・能登川青年団支援

#### 4 地域事業

事業名	内容等	参加者等
能登川ふれあいフェア 2022	模擬店・フリーマーケット ステージイベント	10月16日 約 20,000 名

#### 5 地域福祉事業

事業名	内容等	参加者等
能登川地区住民福祉活動 計画推進会議	能登川地区住民福祉活動計画 の推進	会員 15名

\* 福祉のまちづくり講演会・レコードカフェ事業支援

#### 【その他】

- \* コミセンだよりの発行（年間5回 5、6、8、10、1月）
- \* 能登川コミュニティセンター運営委員会（6月30日、3月6日）
- \* コミュニティセンター施設ボランティア「であい」 環境美化の推進
- \* 能登川地区文化協会加入サークル 56団体

#### ○ コロナ感染症対策としての取組

- \* 手洗い・手指消毒のための衛生用品の常設
- \* 非接触型体温計（サーモカメラ）の常設
- \* 窓口にはアクリル板設置
- \* 調理室に包丁まな板殺菌庫設置
- \* 全エアコンフィルターを抗菌フィルターに交換

## 第2号議案 令和4年度決算報告

### 貸借対照表

令和5年3月31日現在

単位：円

科 目		当期決算額	前期比較	
			前期実績	増減額
資 産 の 部	【流動資産】			
	現金預金	15,695,227	10,895,566	4,799,661
	未収入金	112,016	261,985	-149,969
	流動資産計	15,807,243	11,157,551	4,649,692
	【固定資産】			
	長期性預金	5,051,636	5,051,636	0
固定資産計	5,051,636	5,051,636	0	
	資産の部 計	20,858,879	16,209,187	4,649,692
負 債 の 部	【流動負債】			
	未払金	10,538,322	6,951,758	3,586,564
	預り金	669,955	515,556	154,399
	流動負債計	11,208,277	7,467,314	3,740,963
	負債の部 計	11,208,277	7,467,314	3,740,963
正 味 財 産 の 部	【正味財産】			
	別途積立金	5,157,937	5,437,937	-280,000
	繰越利益剰余金	4,492,665	3,303,936	1,188,729
	正味財産の部 計	9,650,602	8,741,873	908,729
	負債・正味財産の部 計	20,858,879	16,209,187	4,649,692

# 正味財産増減計算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

単位：円

科 目			当期決算額	予算比較		
				予算額	増減額	
経常 損益	まちづくり 部門	東近江市交付金	5,415,000	5,415,000	0	
		その他の収入	3,147,178	450,000	2,697,178	
		合計	8,562,178	5,865,000	2,697,178	
	指定管理 部門	指定管理料	70,913,000	66,744,000	4,169,000	
		その他の収入	642,845	499,000	143,845	
		合計	71,555,845	67,243,000	4,312,845	
	経常収益 計		80,118,023	73,108,000	7,010,023	
	経常 費用	まちづくり 部門	管理事務費	4,105,078	1,245,000	2,860,078
			事業費	4,460,928	4,900,000	-439,072
			合計	8,566,006	6,145,000	2,421,006
		指定管理 部門	人件費	28,565,965	28,933,000	-367,035
			管理事務費	40,051,603	36,271,000	3,780,603
			事業費	2,025,720	2,039,000	-13,280
	合計		70,643,288	67,243,000	3,400,288	
	経常費用 計		79,209,294	73,388,000	5,821,294	
経常 利益	まちづくり部門		-3,828	-280,000	276,172	
	指定管理部門		912,557	0	912,557	
	経常利益 計		908,729	-280,000	1,188,729	
当期正味財産増減額			908,729	-280,000	1,188,729	
期首正味財産			8,741,873	8,741,873	0	
期末正味財産			9,650,602	8,461,878	1,188,724	

# 付属明細書（貸借対照表）

令和5年3月31日現在

## 1. 資産の部

単位：円

科 目		当期決算額	部門別内訳		
			まちづくり部門	指定管理部門	
流動資産	現金預金	一般会計	1,163,254	1,163,254	0
		別途積立金会計	106,301	106,301	0
		まちづくり部門 計	1,269,555	1,269,555	0
		コミュニティセンター	11,396,880	0	11,396,880
		やわらぎホール	1,784,200	0	1,784,200
		やわらぎの郷公園	1,244,592	0	1,244,592
		指定管理部門 計	14,425,672	0	14,425,672
	合計	15,695,227	1,269,555	14,425,672	
	未収入金	112,016	2,070	109,946	
	合計	15,807,243	1,271,625	14,535,618	
固定資産	まちづくり部門長期性預金	5,051,636	5,051,636	0	
合計		20,858,879	6,323,261	14,535,618	

## 2. 負債の部

単位：円

科 目		当期決算額	部門別内訳		
			まちづくり部門	指定管理部門	
流動負債	未払金	まちづくり部門・一般会計	186,062	186,062	0
		コミュニティセンター	9,215,073	0	9,215,073
		やわらぎホール	684,438	0	684,438
		やわらぎの郷公園	452,749	0	452,749
		合計	10,538,322	186,062	10,352,260
	預り金	まちづくり部門・一般会計	0	0	0
		コミュニティセンター	581,075	0	581,075
		やわらぎホール	5,600	0	5,600
		やわらぎの郷公園	83,280	0	83,280
		合計	669,955	0	669,955
合計		11,208,277	186,062	11,022,215	

## 3. 正味財産の部

単位：円

科 目		当期決算額	部門別内訳	
			まちづくり部門	指定管理部門
別途積立金		5,157,937	5,157,937	0
繰越利益 剰余金	前期繰越利益剰余金	3,303,936	703,090	2,600,846
	別途積立金取り崩し	280,000	280,000	0
	当期正味財産増減額	908,729	-3,828	912,557
	合計	4,492,665	979,262	3,513,403
合計（翌年度への繰越剰余金）		9,650,602	6,137,199	3,513,403

## 4. 負債と正味財産の合計

科 目		当期決算額	部門別内訳	
			まちづくり部門	指定管理部門
負債と正味財産の合計		20,858,879	6,323,261	14,535,618



## 付属明細書（正味財産増減計算書）

令和4年4月1日～令和5年3月31日


単位：円


科 目		当期決算額	部門別内訳		
			まちづくり部門	指定管理部門	
経常 損益	経常 収益	東近江市交付金	5,415,000	5,415,000	0
		指定管理料	70,913,000	0	70,913,000
		その他の助成金	2,500,000	2,500,000	0
		指定事業収入	54,000	0	54,000
		自主事業収入	150,000	0	150,000
		収益事業収入	581,462	376,933	204,529
		その他の収入	504,561	270,245	234,316
		合計	80,118,023	8,562,178	71,555,845
	経常 費用	人件費	28,565,965	0	28,565,965
		管理事務費	44,156,681	4,105,078	40,051,603
		事業費	6,486,648	4,460,928	2,025,720
		合計	79,209,294	8,566,006	70,643,288
	経常利益		908,729	-3,828	912,557
	期首正味財産		8,741,873	6,141,027	2,600,846
期末正味財産		9,650,602	6,137,199	3,513,403	

令和5年4月18日

## 監査報告

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

監事 清水 秀男 

監事 脇 和彦 

令和4年度の事業報告及び決算報告に関する監査について、次のとおり報告します。

### 1 監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、全てにわたり共同で監査を実施しました。

具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

### 2 監査の結果

- (1) 事業報告及び決算報告は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての点において適正に表示しています。

以上

## 第3号議案 令和5年度事業計画（案）

### 【概要】

令和5年度も引き続き、住民の方々や自治会、市民活動団体、行政との連携を密にし、ここに住み通う人が能登川地区に夢を持ってまちづくりに参画し、それが大きな力になり「住みよい 住みたい 住み続けたい 水車のまち 能登川」と誰もが感じられるように活動を進めます。

まちづくりの方針としては、(1)安全・安心なまち (2)健康・医療・福祉の充実したまち (3)子育てしやすく、子どもが明るく育つまち (4)人がいきいきと働けるまち (5)歴史・文化を守り創造するまち (6)自然環境や自然エネルギーを守り育てるまち (7)人が集い、交流するまち を目指します。

且つ、現行の「まちづくり計画」に掲げた事業の進捗状況を精査、一方では評価するとともに、次期（新）計画の立案を急ぎます。

具体的には、地域課題の解消に向け自治会との連携を深めます。まちづくり委員さんと連携し、「まちづくりカフェ」の開催がその第一段階であると考えます。

また、自治会防災力の充実と地域防災力の向上を目指し、防災活動をパワーアップし認識の共有を図ります。

その他、健康福祉・ふるさと・環境・交通・歴史文化・指定管理施設運営等々まちづくり8事業部門や指定管理部門の独立性を担保しながらも、事業内容によっては部門間の横の連携を図り、全体的な相乗効果を打ち出します。

教育関係機関との関係も重要で、子どもたちの安全確保や地域の愛着を育む一助となるよう活動します。

市民活動団体との協働は、地域の個性を生かしたまちづくりを目指すうえで欠かせず、フラットな関係のなかで、真摯な無駄のない連携を図ります。

行政とは、重要な協働のパートナーとして、今まで通りの連携を保ち、且つ効率的な関係を維持します。

指定管理施設の能登川コミュニティセンター・やわらぎホール・やわらぎの郷公園におきましては、生涯学習及び地域福祉の推進に資するための諸活動の場、地域住民によるまちづくり活動の場等を提供し、市民福祉の増進に寄与するため、サービス精神を怠らず、利用者ニーズに即した運営を行います。

# I まちづくり部門

## 1. まちづくり事業部

- (1) JR能登川駅利用促進と東口の活性化
- (2) 道路整備並びに道路交通の安全性
- (3) ちょこっとバス(タクシー)の利用促進
- (4) まちづくり委員研修会の開催
- (5) まちづくりカフェの開催
- (6) 「能登川大好き人間大集合」イベントの開催・共催・後援
  - ・ 食の地産地消として郷土料理の普及
  - ・ 若者チャレンジ応援
  - ・ 新春のつどい開催
  - ・ その他イベント開催の共催・後援
- (7) 空き家・空き店舗の活用

## 2. ふるさと散歩道事業部

- (1) リーフレットの増刷
  - (「ふるさと散歩道」・「伊庭内湖とその周辺の野鳥たち」・「岩神山のおはなし」・「聖徳太子と猪子山三観音」)
- (2) 「ふるさと散歩道」ルート散策会開催や探訪団体の案内
- (3) 観光モデルコースの提案
- (4) JR能登川駅及び駅周辺施設への観光情報提供
- (5) 「ふるさと散歩道DVD」・「ふるさとばなしCD」などの制作と活用
- (6) 「総合的学習の時間」支援

## 3. 広報事業部

- (1) まちかど情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」の編集・発行
- (2) まちづくり協議会ホームページ、Facebookの運営
- (3) 会員情報紙「のとまち協NEWS」の発行
- (4) SNSを活用した観光口コミ情報の収集と発信（歴史・文化事業部と連携）
- (5) イベント情報の収集と発信（ふれあいフェア・文化祭等でのパネル展示等）

#### 4. 健康福祉事業部

- (1) 子育てや食育活動を行っている関係機関等への支援と協働
  - ・ のとがわ福祉の会
  - ・ 健康推進員協議会
  - ・ ほほえみ
  - ・ 学童保育所
  - ・ 子ども食堂
- (2) 「元気のつどい」の開催
- (3) 結婚応援セミナーの実施
- (4) 健康づくりの講座・セミナー開催
- (5) おしゃべりカフェ「すまいる」の運営
- (6) 郷土料理の普及
- (7) 生活支援サービスの連携体制への参画
- (8) 「能登川病院をよくする会」等、健康福祉活動団体への支援と協働

#### 5. 環境事業部

- (1) やすらぎの花公園の管理運営
- (2) フラ輪プロジェクト支援
- (3) 廃食油の回収
- (4) 段ボールコンポスト利用促進とゴミの減量化
- (5) 能登川コミュニティセンター周囲の環境整備
- (6) 東近江市琵琶湖岸の清掃、環境整備（栗見プロジェクトとの連携）
- (7) 地域のボランティア団体との連携協力（森林整備等）
- (8) 「伊庭の水辺景観」等の保全・活用に対する支援
- (9) 水文化の普及啓発
- (10) 地域資源のマップづくり（安全・安心と連携）

#### 6. 安全・安心事業部

- (1) 自主防災活動リーダー研修会の開催
- (2) 「地区防災計画」の策定の推進
- (3) 出前講座の実施
- (4) 自治会対象の体験（実践）型防災訓練支援
- (5) 自主防災活動成果発表会の開催
- (6) 東近江市主催「防災リーダー養成講座」への参加者募集
- (7) 地区防災検討会（安全・安心事業部会）
- (8) 「能登川地区防災・減災連絡会」活動連携支援

- (9) 東近江市総合防災訓練への協力

## 7. 歴史・文化事業部

- (1) 森林再生プロジェクトとして猪子山古墳群の整備・里山（森林）整備
- (2) 能登川博物館・図書館等との連携した歴史文化イベントの拡充
- (3) JR能登川駅及び駅周辺施設への観光情報提供  
(ふるさと散歩道と連携)
- (4) 「能」・「びわ湖ホール声楽アンサンブル」公演事業協力  
(まちづくり・施設運営事業部と連携)
- (5) (一社) 東近江市観光協会との連携による観光ボランティアガイドの養成
- (6) 東近江市観光ボランティアガイド協会能登川支部の活動支援。

## 8. 施設運営事業部

- (1) 能登川コミュニティセンターホール・やわらぎホール・やわらぎの郷公園を利用した自主イベントの開催計画策定と実施
  - ・ 『能公演』・『能登川寄席』、『びわ湖ホール声楽アンサンブル公演』他
- (2) やわらぎの郷公園の利用促進のためのイベント開催
  - ・ まち協主催グラウンドゴルフ大会やゲートボール大会の開催
  - ・ 親子フェスタ開催
  - ・ 観桜会の開催（4月）
  - ・ 子どもの日公園開放（5月）及び、「ようこそ日曜広場」の提供
  - ・ 第3回やわらぎの郷フェスティバル支援
- (3) 先進地見学
- (4) 指定管理施設を活用した新しいコミュニティの形成と居場所づくり

## 9. 事務局

- (1) 総務業務
- (2) 地域イベントの共催
- (3) 雇用確保のための官民協働の取組み
- (4) 簡単テント・プロジェクター等の貸出し、長尺印刷等の提供
- (5) ちょこっとバス乗車券販売
- (6) 福祉証明写真撮影

## Ⅱ 指定管理部門

- (1) 能登川コミュニティセンターの施設管理運営、および生涯学習、地域福祉活動等の拠点としての各事業運営（次頁参照）
- (2) やわらぎホールの施設管理運営
- (3) やわらぎの郷公園の施設管理運営と自主事業の実施

## Ⅲ 活動団体連絡会

「東近江市協働のまちづくり条例」（18条）に則り、市民、とりわけ、市民活動団体相互の交流を深め、協働を推進し、地域課題の解決に向けて、適宜、会議等を開催し方策を検討する。

- (1) 新春のつどい開催

## 令和5年度 能登川コミュニティセンター事業計画

### 1 生涯学習（文化）事業

事業名	主催者名または共催者名	期日等
コミュニティセンター講座 （子ども対象・大人対象・高齢者対象）	能登川コミュニティセンター	開催日・講座内容は、コミセンだより・チラシ等で案内
文化公演会	能登川地区文化協会	7月29日（土）
第65回 能登川地区文化祭 （菊花展 10/30～11/5）	能登川地区文化祭実行委員会	11月4日（土） ～11月5日（日）
能登川地区子ども芸術展	能登川地区子ども芸術展実行委員会	12月1日（金） ～12月3日（日）

### 2 生涯スポーツ事業

事業名	主催者名または共催者名	期日等
トップアスリートに学ぶ 「子どもスポーツ教室」	能登川地区スポーツ協会	6月10日（土）
第18回 東近江市 ドラゴンカヌー大会	東近江市スポーツ協会 東近江市 能登川地区スポーツ協会	7月16日（日）
能登川ふれあい スポーツフェスタ2023 （能登川ふれあいフェア 2023 と同時開催）	能登川地区スポーツ協会 （能登川ふれあいフェア実行委員会）	10月15日（日）
健康チャレンジスポーツ	能登川地区スポーツ協会	11月26日（日）



### 3 人権・青少年事業

事業名	主催者名または共催者名	期日等
町別懇談会 人権研修会 現地（館外）研修会	能登川地区 人権のまちづくり協議会	7月～12月
青少年健全育成事業 能登川地区青少年育成大会 あいさつ運動・愛のパトロール等 少年補導員会事業 （巡回パトロール・下校指導等）	東近江市青少年育成市民会議 能登川支部  能登川地区少年補導員会 （東近江少年センター）	11月4日（土） あいさつ運動・パトロールは、年間  年間
青少年団体（学区地教・青年団・子ども会）の育成支援	学区地域教育協議会 能登川青年団 子ども会指導者連絡協議会	年間

### 4 地域事業

事業名	主催者名または共催者名	期日等
能登川ふれあいフェア 2023 （能登川ふれあいスポーツ フェスタ2023と同時開催）	能登川ふれあいフェア実行委員会 （能登川地区スポーツ協会）	10月15日（日）

### 5 地域福祉事業

事業名	主催者名または共催者名	期日等
地域福祉団体連携事業	能登川コミュニティセンター のとがわ福祉の会（地区社協） まち協健康福祉事業部	開催日・講座内容は、コミセンだより・チラシ等で案内

#### 【その他】

- \* コミュニティセンター運営委員会（6月・3月）
- \* コミュニティセンター施設ボランティア「であい」 環境美化の推進
- \* 二十歳のつどい支援

## 第4号議案 令和5年度予算(案)

### 正味財産増減計算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

単位：円

科 目			金 額	備 考	
経 常 損 益	経 常 収 益	まちづくり部門	東近江市交付金	5,409,000	
			その他の収入	450,000	
			合 計	5,859,000	
		指定管理部門	指定管理料	66,936,000	
			その他の収入	523,000	
			合 計	67,459,000	
	合 計			73,318,000	
	経 常 費 用	まちづくり部門	管理事務費	1,249,000	
			事業費	4,610,000	
			合 計	5,859,000	
		指定管理部門	人 件 費	29,566,000	
			管理事務費	35,723,000	
			事業費	2,170,000	
合 計			67,459,000		
合 計			73,318,000		
経 常 利 益	まちづくり部門		0		
	指定管理部門		0		
	合 計		0		
当 期 純 利 益			0		
期首正味財産			9,650,602		
期末正味財産			9,650,602		

付 属 明 細 書 (正味財産増減計算書)

令和5年度 部門別予算(案)

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

単位：円

科 目			予 算	前年度 実 績	前年度比 増減額	
経常損益	まちづくり部門	繰越剰余金（前年度から）		6,137,199	6,141,027	-3,828
		収益	交付金	5,409,000	5,415,000	-6,000
			その他の収入	450,000	3,147,178	-2,697,178
			収益 計	5,859,000	8,562,178	-2,703,178
		費用	人件費	0	0	0
			管理事務費	1,249,000	4,105,078	-2,856,078
			事業費	4,610,000	4,460,928	149,072
			費用 計	5,859,000	8,566,006	-2,707,006
		利益	0	-3,828	3,828	
		繰越剰余金（次年度へ）		6,137,199	6,137,199	0
	指定管理部門	繰越剰余金（前年度から）		3,513,403	2,600,846	912,557
		収益	指定管理料	66,936,000	70,913,000	-3,977,000
			その他の収入	523,000	642,845	-119,845
			収益 計	67,459,000	71,555,845	-4,096,845
		費用	人件費	29,566,000	28,565,965	1,000,035
管理事務費			35,723,000	40,051,603	-4,328,603	
事業費			2,170,000	2,025,720	144,280	
費用 計			67,459,000	70,643,288	-3,184,288	
利益		0	912,557	-912,557		
繰越剰余金（次年度へ）		3,513,403	3,513,403	0		
合 計	繰越剰余金（前年度から）		9,650,602	8,741,873	908,729	
	収益	交付金	5,409,000	5,415,000	-6,000	
		指定管理料	66,936,000	70,913,000	-3,977,000	
		その他の収入	973,000	3,790,023	-2,817,023	
		収益 計	73,318,000	80,118,023	-6,800,023	
	費用	人件費	29,566,000	28,565,965	1,000,035	
		事務管理費	36,972,000	44,156,681	-7,184,681	
		事業費	6,780,000	6,486,648	293,352	
		費用 計	73,318,000	79,209,294	-5,891,294	
	利益	0	908,729	-908,729		
繰越剰余金（次年度へ）		9,650,602	9,650,602	0		

まちづくり部門の繰越剰余金には、別途積立金(5,157,937円)を含む。

## 第5号議案 役員の改選(案)

### 1. 理事の改選

● 提案の理由：定款第28条第1項、第2項に定める任期満了のため。

● 退任理事<敬称略・順不同>	合計30名
代表理事(会長) 藤居 正博	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
業務執行理事 (副会長) 今堀 豊	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
業務執行理事 (副会長) 森野 才治	前能登川地区自治会連合会会長
業務執行理事 (副会長) 木下 勉	前能登川コミュニティセンター ・やわらぎホール館長
業務執行理事 (会計) 北崎 富三	東近江市能登川地区老人クラブ連合会会長
業務執行理事 (まちづくり) 四方 秀亮	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
業務執行理事 (広報) 居原田 善嗣	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
業務執行理事	北岡 芙美子 能登川地区文化協会顧問
理事	辻 英幸 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
理事	櫛田 善春 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
理事	村林 又藏 元能登川地区自治会連合会会長
理事	河村 松男 元能登川地区自治会連合会会長
理事	中村 三藏 元能登川地区自治会連合会会長
理事	大西 恵三 前能登川地区自治会連合会副会長
理事	高川 典久 前能登川地区自治会連合会副会長
理事	大橋 忠司 前能登川地区自治会連合会幹事
理事	三穂 智幸 前能登川地区自治会連合会幹事
理事	田中 信雄 前能登川地区自治会連合会幹事
理事	桂田 康弘 前能登川地区自治会連合会幹事
理事	河井 正 前能登川地区自治会連合会幹事
理事	居原田 修治 前能登川地区自治会連合会幹事
理事	松村 千佳子 前能登川地区自治会連合会幹事
理事	今堀 成人 前能登川地区自治会連合会幹事
理事	小坂 裕二 前能登川地区自治会連合会監事
理事	藤田 欽司 前能登川地区自治会連合会監事
理事	若林 陽子 東近江市能登川赤十字奉仕団副委員長
理事	小松 安希子 能登川地区子ども会指導者連絡協議会会長
理事	里田 起明 能登川地区スポーツ協会理事長
理事	川南 義博 のとがわ福祉の会副会長
理事	宮居 伝 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

● 選任理事<敬称略・順不同>

合計28名

理事	藤居 正博	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
理事	今堀 豊	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
理事	三輪 幸太郎	能登川地区自治会連合会会長（伊庭町）
理事	辻 英幸	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
理事	北崎 富三	東近江市能登川地区老人クラブ連合会会長
理事	居原田 善嗣	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
理事	清水 保	能登川コミュニティセンター・やわらぎホール館長
理事	村林 又藏	元能登川地区自治会連合会会長
理事	桂田 博司	能登川地区自治会連合会副会長（垣見町）
理事	西村 典夫	能登川地区自治会連合会副会長（本町）
理事	清水 洋市	能登川地区自治会連合会幹事（種）
理事	奥村 義隆	能登川地区自治会連合会幹事（川南町）
理事	上田 善幸	能登川地区自治会連合会幹事（新宮西）
理事	河合 菊男	能登川地区自治会連合会幹事（きぬがさ中州）
理事	小林 善雄	能登川地区自治会連合会幹事（佐生）
理事	高山 一仁	能登川地区自治会連合会幹事（山路町）
理事	田井中 崇宏	能登川地区自治会連合会幹事（能登川栄町）
理事	湯ノ口 孝生	能登川地区自治会連合会幹事（栗見新田町）
理事	西 康隆	能登川地区自治会連合会監事（きぬがさ城東）
理事	富江 松守	能登川地区自治会連合会監事（福堂）
理事	北岡 芙美子	能登川地区文化協会顧問
理事	小松 安希子	能登川地区子ども会指導者連絡協議会会長
理事	若林 陽子	東近江市能登川赤十字奉仕団副委員長
理事	里田 起明	能登川地区スポーツ協会理事長
理事	川南 義博	のとがわ福祉の会会長
理事	櫛田 善春	やわらぎの郷公園公園長
理事	宮居 伝	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
理事	山本 光代	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

※ 上記の選任された理事の任期は、定款第28条第1項に定めるとおりである。

ただし、定款第25条第2項で選任された理事の任期は、定款第28条第2項に定めるとおりである。

## 2. 監事の改選

- 提案の理由：定款第28条第3項に定める任期満了のため。
- 退任監事〈敬称略・順不同〉

清水 秀男	元能登川地区自治会連合会会長
脇 和彦	前東近江市能登川支所長

選任監事〈敬称略・順不同〉

森野 才治	前能登川地区自治会連合会会長
谷口 哲雄	東近江市能登川支所長

※ 上記の選任された監事の任期は、定款第28条第3項に定めるとおりである。

## 参考 1

# 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人能登川地区まちづくり協議会」と称し、愛称を「ホップ♪ステップ♪のとがわ」とする。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を、滋賀県東近江市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、住民自らが考え行動することにより、能登川地区の良さを次代へ継承するとともに、この地区で誇りを持って暮らし続けられるよう、能登川地区のまちづくりを進めることを目的とし、次の事業を行う。

(1) 能登川地区のまちづくり事業

(ア) 能登川地区のまちづくり計画の策定

(イ) まちづくりにかかる事業の企画・立案

(ウ) まちづくりにかかる広報・啓発

(エ) まちづくりにかかる事業

(2) 公共施設の指定管理事業

(3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会および監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、能登川地区に在住および在勤、在学するすべての人と能登川地区の活動団体で構成する。会員は次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 準会員：能登川地区各自治会のまちづくりに関する代表者

(3) 賛助会員：当法人の事業を援助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会

員または賛助会員となる。

準会員は、自治会から提出の選出届をもって入会申込書とする。

(入会金および会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員および賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

準会員は、選出自治会が定めた任期の終了をもって退会とする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、または解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 当法人の社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費および入会金の金額
- (2) 会員の除名



- (3) 役員を選任および解任
- (4) 役員報酬の額またはその規程
- (5) 各事業年度の決算報告、事業計画、予算計画
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分および譲り受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。  
臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面または電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する

書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第21条 理事または正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した副会長は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員等

(役員の設定等)

第24条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。

3 理事のうち17名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事および監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 東近江市能登川地区自治会連合会の役員は、これを理事に充てることができる。

3 会長、副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

4 監事は、当法人またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 会長は当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 第25条2項による理事は、選出自治会が定めた任期の終了をもって退任するものとする。ただし、次期の東近江市能登川地区自治会連合会役員が新たに理事に就任するまでは、理事としての権利義務を有する。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事または監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上あって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員に対しては、社員総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

第32条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第33条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、正会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすること

ができる。

(顧問の職務)

第34条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、業務執行理事の選定および解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第32条の責任の免除

(種類および開催)

第37条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号または一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長および監事は、これに記名押印する。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第46条 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第47条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

(剰余金の分配)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号および第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

(委員会)

第52条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 附則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時役員)

第56条 省略

(設立時社員の氏名および住所)

第57条 省略

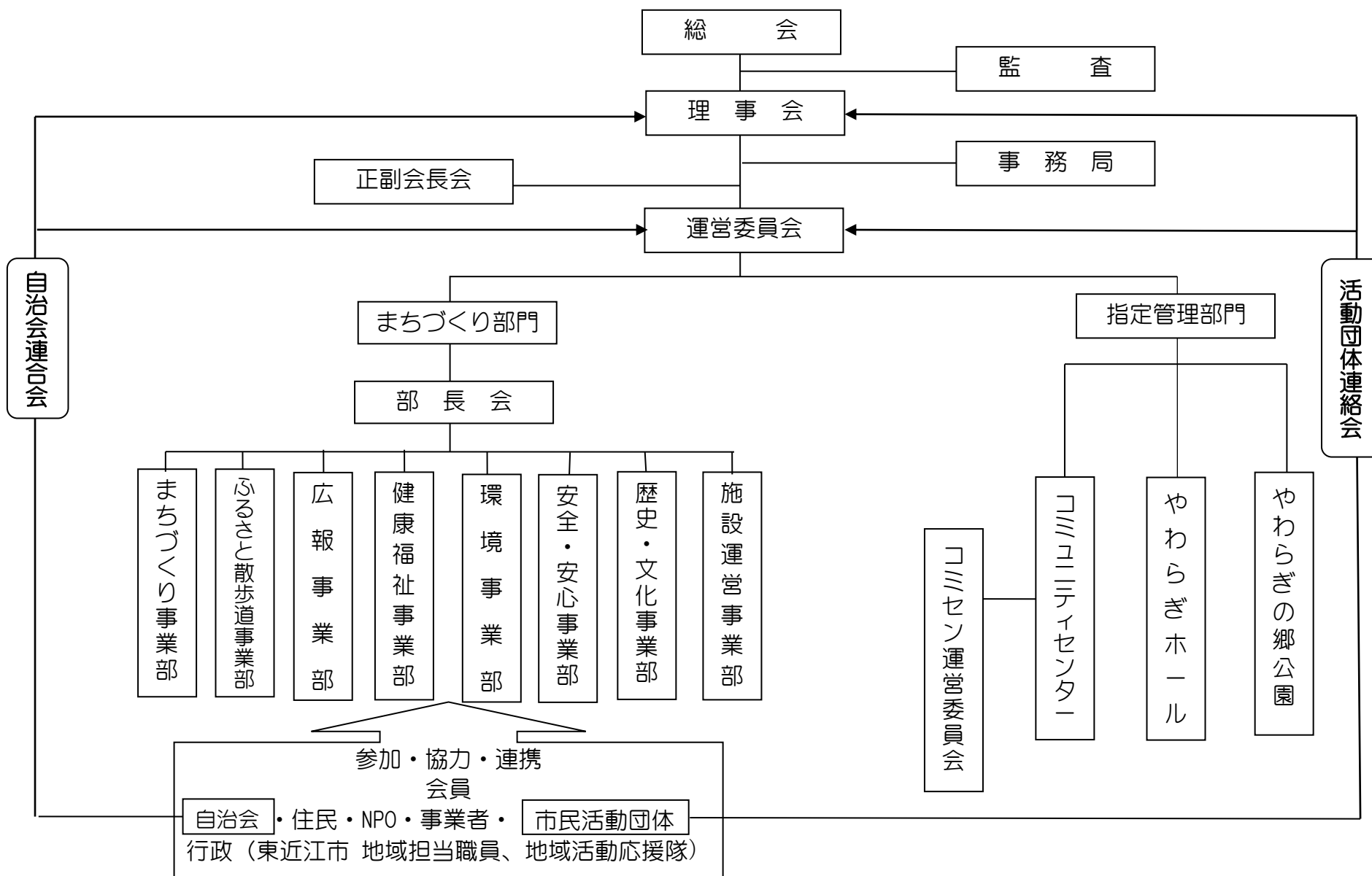
(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(変更履歴)

1. 平成25年4月1日施行
2. 平成27年6月20日施行 (変更; 第25条、第28条、第37条)
3. 平成28年5月28日施行 (変更; 第24条)

# 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会 組織図





# 参考 3

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会  
正会員名簿(敬称略) 総合計 267名

## (1) 個人

1	浅井 利温	51	小杉 実	101	西村 二郎
2	阿部 喜和	52	小林 重治	102	橋 純治
3	飯田 香織	53	小南 由美子	103	橋村 孝一郎
4	井口 博	54	作田 美幸	104	長谷川 清一
5	池田 正男	55	佐々木 健太郎	105	林 誠二
6	石井 久美子	56	佐生 喜太郎	106	原田 明人
7	石田 純一	57	佐生 幸子	107	廣瀬 芳文
8	市居 一良	58	佐藤 洋二	108	深尾 彰
9	市木 徹	59	佐野 武蔵	109	福井 清和
10	伊庭 貞一	60	澤 文一	110	福永 繁和
11	居原田 善嗣	61	澤 吉見	111	福永 信行
12	今井 陸之助	62	清水 保	112	藤居 正博
13	今堀 嘉一	63	清水 秀男	113	藤田 淳子
14	今堀 敏仁	64	清水 宗彦	114	藤野 智誠
15	今堀 貢	65	清水 良昭	115	古坂 伸行
16	今堀 豊	66	志村 俊雄	116	松田 順子
17	今村 幸一	67	上坊 重博	117	三木 秀夫
18	大角 進	68	白崎 滋	118	宮居 伝
19	大藏 大三	69	杉浦 隆支	119	村田 洋一
20	大辻 彦	70	杉江 明紀	120	村西 宏
21	大橋 光	71	杉田 米男	121	村林 清茂
22	大橋 正司	72	杉本 善一	122	村林 淳子
23	大橋 正徳	73	染谷 克己	123	村林 又藏
24	荻野 忍	74	田井中 成元	124	森 貞雄
25	奥村 義隆	75	田井中 丈三	125	森野 才治
26	尾原 芳典	76	田井中 弥一郎	126	森野 佐喜子
27	桂田 博司	77	田井中 隆藏	127	山川 徳守
28	桂田 昌彦	78	竹腰 和夫	128	山路 哲司
29	加藤 誠一	79	武田 潮	129	山田 雅利
30	加藤 義男	80	田附 修	130	山本 和宏
31	門脇 宏	81	田中 敏次	131	山本 光代
32	鎌倉 厚徳	82	田中 博美	132	湯浅 巖郎
33	川上 めぐみ	83	田辺 長司	133	吉坂 豊
34	河崎 正一	84	田辺 初美	134	吉澤 浩明
35	川南 菜穂美	85	谷口 哲雄	135	四方 秀亮
36	川南 壽	86	谷村 昭仁	136	脇 和彦
37	川南 博司	87	辻 昭夫	137	渡邊 和男
38	川村 久仁子	88	辻 英幸		
39	河村 松男	89	坪田 幸太郎		
40	上林 英男	90	出路 敏秀		
41	菊川 弘	91	戸嶋 幸司		
42	岸本 静雄	92	富江 義和		
43	北浦 義一	93	中川 庄三		
44	北川 陽子	94	中村 幸一		
45	北崎 富三	95	中村 三藏		
46	北村 通子	96	中村 紘之		
47	木下 眞一	97	中村 道彦		
48	木下 勉	98	夏原 秀樹		
49	櫛田 善春	99	西 康隆		
50	小磯 時一郎	100	西崎 彰		

## (2) 自治会、まちづくり委員

1	旭ヶ丘	1	清水 次雄
2	阿弥陀堂町	2	脇 一彦
3	安楽寺	3	峰 喜美
4	イーストロード	4	久保 雄大
5	泉台	5	武田 潮
6	猪子町	6	林 隆一
7	伊庭町	7	河原崎 市朗
8	今町	8	上林 清司
9	小川	9	大前 武司
10	奥田社宅	10	清川 廣子
11	尾老台	11	村田 賢次
12	乙女浜町	12	森野 才治
13	垣見町	13	藤野 克己
14	川南町	14	奥村 義隆
15	北須田	15	川村 英之
16	きぬがさ城東	16	長尾 幸也
17	きぬがさ中央	17	原田 一貴
18	きぬがさ中洲	18	河合 菊男
19	栗見新田町	19	湯ノ口 孝生
20	栗見出在家町	20	田井中 富夫
21	桜ヶ丘	21	外川 嘉昭
22	佐生	22	武藤 裕次
23	佐野	23	田井中 伸夫
24	佐野中央	24	塩口 俊也
25	志賀田	25	廣瀬 道郎
26	新宮西	26	眞藤 佐登志
27	新宮東	27	樋口 郁夫
28	神郷	28	渡邊 敏治
29	神郷団地	29	藤居恵美子
30	新種	30	細川 徹
31	躰光寺町	31	菅原 文仁
32	大地	32	伊谷 弘一
33	大徳寺	33	井口 嘉子
34	大中町	34	脇 純一
35	高岸台	35	近藤 隆
36	種	36	大橋 忠司
37	長勝寺	37	藤野 浩史
38	トリームハイ	38	松浦 善史
39	長郷(ながさと)	39	
40	能登川	40	山本 伸次
41	能登川栄町	41	桑原 尊
42	ハークティ能登川	42	山本 博人
43	早苅	43	松川 大悟
44	林町	44	丸野 嘉孝
45	東佐生	45	町井 勇大
46	東佐野	46	石井 秀人
47	福堂	47	富江 松守
48	堀切	48	森 孝夫
49	本町	49	西村 典夫
50	緑が丘	50	中山 義広

51	南佐野	51	塚本 浩幸
52	南須田町	52	尾崎 孝昌
53	山路町	53	東 優
54	レインボーシティ	54	田井中 陽子
55	若葉	55	三好 康成

## (3) 市民活動団体

1	NPO法人 能登川総合スポーツクラブ
2	NPO法人エトコロ
3	東近江地区更生保護女性会能登川分区
4	宗祇法師顕彰会
5	能登川ゲートボール連盟
6	能登川地区子ども会指導者連絡協議会
7	能登川地区少年補導員会
8	能登川地区人権のまちづくり協議会
9	能登川地区スポーツ協会
10	能登川地区文化協会
11	能登川中学校区教育研究会
12	のとがわ福祉の会
13	東近江市能登川赤十字奉仕団
14	東近江市能登川地区老人クラブ連合会
15	東近江市青少年育成市民会議 能登川支部
16	社会福祉法人 真寿会
17	おかげSUNのとが和
18	ウインドアンサンブル「木猫隊」
19	東近江市観光ボランティアガイド 協会能登川支部
20	瓜生川桜の花路を楽しむ会
21	東近江笑いの会